

学術研究分野における 個人情報保護の規律の考え方

(令和3年個人情報保護法改正関係)

趣旨

【背景】

- 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法の改正が行われる（令和3年改正個人情報保護法）。
- 学術研究機関等については、現行個人情報保護法で設けられていた一律の適用除外が廃止される一方で、新たに利用目的による制限に関する例外規定等が設けられる。
- また、従来は異なる属性（民間事業者、独立行政法人等、地方独立行政法人等）の主体が行う個人情報の取扱いは、それぞれ個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例といった別個の規律の適用を受けていたところ、今般の法改正により、学術研究分野及び医療分野においては、原則として、現行の個人情報保護法が定める民間事業者に対する規律に一本化される。
- 改正後の個人情報保護法は令和4年春の施行が予定されており（地方関係部分は令和5年春の施行を予定。）、関係機関等には新たな制度の施行に向けた対応が求められる。

【本資料の目的】

- 改正法における「学術研究機関等」に係る規律は、学術研究機関等のみならず、これらと共同研究を行う民間事業者や行政機関等における個人情報の取扱いにも関係する。
- 本資料は、今後のガイドライン等の策定に先立ち、学術研究機関等に関係する規律の考え方をあらかじめ示し、関係者に改正法に対する理解を深めていただくことを通じ、対応準備を促すもの。
- 今回示す内容は、最終的には個人情報保護法ガイドライン（通則編）の内容の一部として提示する予定であるが、今後の検討を進めていくなかで、本資料の記載の内容については、最終的なガイドラインの記載事項との差異が生じる可能性がある。

I . 官民を通じた学術研究分野における 個人情報保護の規律の概要

官民を通じた学術研究分野における個人情報保護の規律の概要

- 現行の個人情報保護法は、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外としている。
- 今般の法改正により、民間部門の学術研究機関にも、① 安全管理措置（改正後の個人情報法第23条）や② 本人からの開示等請求への対応（同第33条等）等に関する義務については、他の民間事業者と同様の規律を課すこととなる。
- また、学術研究を行う独立行政法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人についても、民間学術研究機関等と同様の規律が適用されることになるが、開示等や行政機関等匿名加工情報の提供等については、引き続き公的部門の規律が適用される。
- その上で、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、① 利用目的による制限（改正後の個人情報法第18条）、② 要配慮個人情報の取得制限（同第20条第2項）、③ 個人データの第三者提供の制限（第27条）など、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置いている。

1. 利用目的変更の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合

2. 要配慮個人情報取得の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合

3. 第三者提供の制限の例外 ※

- 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など

4. 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定。
 - 当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守。
 - 個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表（努力義務）。

5. 規律移行法人

- 国公立の病院、大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ただし、開示、訂正及び利用停止に係る取扱いや行政機関等匿名加工情報の提供等については、公的部門の規律が適用される。

※個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

Ⅱ．学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

- 本資料において条文番号は、令和4年春施行予定のデジタル社会形成整備法第50条による改正後のもの。
 - ※ デジタル社会形成整備法第50条による改正（令和4年春施行予定）
民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等について個人情報保護法が適用。
 - ※ デジタル社会形成整備法第51条による改正（令和5年春施行予定）
（民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等に加え、）地方公共団体についても個人情報保護法が適用。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

改正法における「学術研究機関等」及び「学術研究目的」

法第16条第8項

8 この章において「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。

- ・ 「学術研究機関等」とは、大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。
- ・ 「大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体」とは、私立大学、公益法人等の研究所等の学術研究を主たる目的として活動する機関や「学会」をいい、「それらに属する者」とは、私立大学の教員、公益法人等の研究所の研究員、学会の会員等をいう。
- ・ なお、民間団体付属の研究機関等における研究活動についても、当該機関が学術研究を主たる目的とするものである場合には、「学術研究機関等」に該当する。
- ・ 一方で、当該機関が単に製品開発を目的としている場合は「学術研究を目的とする機関又は団体」には該当しないが、製品開発と学術研究の目的が併存している場合には、主たる目的により判断する。

※国公立の大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）のうち、学術研究機関等にも該当するものについては、原則として民間の大学等、民間の学術研究機関等と同等の規律が適用される。

学術研究目的

「学術研究目的」に関する主な条文

- ① 利用目的変更の制限の例外に関するもの（法第18条第3項第5号及び第6号）
- ② 要配慮個人情報の取得の制限の例外に関するもの（法第20条第2項第5号及び第6号）
- ③ 個人データの第三者提供の制限の例外に関するもの（法第27条第1項第6号及び第7号）
- ④ 学術研究機関等の責務に関するもの（法第59条）

- ・ 「学術」とは、人文・社会科学及び自然科学並びにそれらの応用の研究であり、あらゆる学問分野における研究活動及びその所産としての知識・方法の体系をいい、具体的活動としての「学術研究」としては、新しい法則や原理の発見、分析や方法論の確立、新しい知識やその応用法の体系化、先端的な学問領域の開拓などをいう。
- ・ なお、製品開発を目的として個人情報を取り扱う場合は、当該活動は、学術研究目的とは解されない。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

改正法の例外規定の適用に関する共通要件

- 学術研究機関等による学術研究目的の個人情報等の取扱いは、安全管理措置や開示請求等の義務を課すが、一般の個人情報取扱事業者が遵守する以下の規制については、例外規定が適用される。
 - ① 利用目的変更の制限に関するもの（法第18条第3項第5号及び第6号）
 - ② 要配慮個人情報の取得の制限に関するもの（法第20条第2項第5号及び第6号）
 - ③ 個人データの第三者提供の制限に関するもの（法第27条第1項第6号及び第7号）
- これらの規制が例外的に除外されるためには、「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合であって、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」に当たらないことが必要。

【学術研究目的で取り扱う必要がある】

- 「学術研究目的で取り扱う必要がある」場合については、一般の民間事業者による個人情報の利用と比べ、個人の権利利益が侵害されるおそれが相当程度低下することとなる一方で、真理の発見・探求を目的とする学術研究における意義が認められるものであることから、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供を認めることによる利益が、これらを認めることによる本人への不利益を上回るものと考えられる。
- そのため、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対する提供は、学術研究目的で当該個人情報を取り扱う必要がある場合に限られ、その上で、当該学術研究目的の達成のため必要最小限の範囲で取り扱うことが必要である。
- また、学術研究目的で取り扱う必要があつて、学術研究による目的外利用又は学術研究機関等に対して提供する場合であっても、本人又は第三者の権利利益の保護の観点から、個人を識別することができないよう個人情報を加工するなど、可能な措置を講ずることが望ましい。

【個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合】

- 個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、目的外利用又は提供をすることはできない。この場合、当該個人情報を不当に侵害しないような形で加工するなど適切に処理する必要がある。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

利用目的変更の制限の例外

法第18条第3項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

法第18条第3項第6号

(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 個人情報取扱事業者が、学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、法第18条第1項又は第2項（利用目的による制限）の適用を受けず、あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

要配慮個人情報取得の制限の例外

法第20条第2項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含む。）であって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合は、当該学術研究機関等は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

法第20条第2項第6号

(6) 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

第三者提供の制限の例外

法第27条第1項第5号

(5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

事例1) …顔面の皮膚病に関する医学論文において、症例に言及する場合であって、目線を隠す等の対応をすることにより当該論文による研究成果の公表の目的が達せられなくなるとき

事例2) …実名で活動する特定の作家の作風を論ずる文学の講義において、当該作家の実名を含む出版履歴に言及する場合であって、作家の実名を伏せることにより当該講義による教授の目的が達せられなくなるとき

法第27条第1項第6号

(6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

- 学術研究機関等が個人データを提供する場合であり、かつ、当該学術研究機関等と共同して学術研究を行う第三者（学術研究機関等であるか否かを問わない）に当該個人データを学術研究目的で提供する必要がある場合（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、第三者への個人データの提供に当たって、本人の同意は不要である。

第三者提供の制限の例外

法第27条第1項第7号

(7) 当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

- 学術研究機関等が個人データの第三者提供を受ける場合であり、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合（当該個人データを扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）には、当該学術研究機関等に対する個人データの第三者提供に当たって、提供する個人情報取扱事業者は、本人の同意を取得する必要がない。

学術研究機関等の責務

法第59条

個人情報取扱事業者である学術研究機関等は、学術研究目的で行う個人情報の取扱いについて、この法律の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。

- 学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、当該個人情報の取扱いについて、この法律を遵守するとともに、学術研究機関等について法律の特例が設けられているものも含め、安全管理措置、苦情処理等、個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。
- この点、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律のうち、個人情報の目的外利用（法第18条）、要配慮個人情報の取得（法第20条第2項）及び第三者提供の制限（法第27条）に関しては、学術研究機関等が学術研究の用に供する場合、学術研究機関等が学術研究の結果の発表又は教授の用に供する場合、及び非学術研究機関等が学術研究機関等と共同して学術研究の用に供する場合について、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限って、事前の本人同意を要しない等の特例が設けられている。
- 一方で、個人情報の利用、取得及び提供に係る規律であっても、利用目的の特定（法第17条）、不適正な利用の禁止（法第19条）、適正な取得（法第20条第1項）、利用目的の通知（法第21条）及びデータ内容の正確性の確保（法第22条）については、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が学術研究機関等にも適用されることになる。
- また、個人データの安全管理措置に係る規律（法第23条から第26条まで）、保有個人データの開示、訂正等及び利用停止等の請求に係る規律（法第33条から第40条まで）、仮名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第3節）、匿名加工情報取扱事業者等の義務（法第4章第4節）及び民間団体による個人情報の保護の推進に係る規定（法第4章第5節）についても、他の個人情報取扱事業者と同様の規律が学術研究機関等にも適用されることになる。

Ⅱ．学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

学術研究機関等の責務

(学術研究機関等による自主規範の策定・公表について)

- 大学の自治を始めとする学術研究機関等の自律性に鑑みれば、学術研究機関等の自律的な判断を原則として尊重する必要があると考えられる。このため、学術研究機関等が、個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範を単独又は共同して策定・公表した場合であって、当該自主規範の内容が個人の権利利益の保護の観点から適切であり、その取扱いが当該自主規範に則っているときは、法第146条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報保護委員会は、これを尊重する。
- ただし、自主規範に則った個人情報の取扱いであっても、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合には、原則として、個人情報保護委員会は、その監督権限を行使する。

【参考】法第146条第1項

委員会は、前三条の規定により個人情報取扱事業者等に対し報告若しくは資料の提出の要求、立入検査、指導、助言、勧告又は命令を行うに当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げてはならない。

Ⅱ. 学術研究分野における個人情報保護の規律の内容

規律移行法人

法第123条第2項

2 別表第二に掲げる法人による個人情報又は匿名加工情報の取扱いについては、独立行政法人等による個人情報又は匿名加工情報の取扱いとみなして、第一節、第七十五条、前二節、前条第二項、第二百五条及び次章から第八章まで（第一百七十一条、第一百七十五条及び第一百七十六条を除く。）の規定を適用する。

- 国の機関である国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等（※）における個人情報の取扱い及び独立行政法人労働者健康安全機構の行う病院の運営に係る個人情報の取扱いについては、学術研究機関、医療機関等としての特性を踏まえ、基本的に民間学術研究機関、医療機関等と同様、民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される。

※ 国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等とは、改正後法別表第2に掲げる次の法人等をいう。

- 沖縄科学技術大学院大学学園
- 国立研究開発法人
- 国立大学法人
- 大学共同利用機関法人
- 独立行政法人国立病院機構
- 独立行政法人地域医療機能推進機構
- 放送大学学園

- 他方、政府の一部を構成するとみられる独立行政法人等としての特性を踏まえ、開示請求等に係る制度、行政機関等匿名加工情報の提供等については、現行の取扱いを維持し、公的部門における規律（法第60条、第75条、第5章第4節、第5節、第124条第2項、第127条及び第6章から第8章まで（第176条、第180条及び第181条を除く。））が適用される。

※地方独立行政法人に関する規律（令和5年春施行予定）

- 地方公共団体の機関における病院、診療所及び大学の運営や、学術研究及び医療事業を行う地方独立行政法人についても、国立大学法人、医療事業を行う独立行政法人等と同様、原則として民間部門における個人情報の取扱いに係る規律が適用される一方で、開示請求等に係る制度及び行政機関等匿名加工情報の提供については、公的部門における規律が適用される。

Ⅲ. 今後の予定

改正法の円滑な施行に向けた取組の方針

- 改正法の円滑な施行に向けて、関係者の意見を聞きながら、ガイドライン・施行準備マニュアル等の整備を進める。

○ ガイドライン

- ・ 新たに追加された各種例外や学術研究機関等の責務に関する規定について、現行の個人情報保護法ガイドライン（通則編）に関係規定に関する説明を追記する形で対応。
（改正）目的外利用、要配慮個人情報の取得、第三者提供、適用除外 等
（追加）「学術研究機関等」、「学術研究目的」、学術研究機関等の責務 等
※ 事例についても、今後、盛り込む予定。

○ 関係機関等への支援

- ・ 国立大学法人を含む学術研究機関や規律移行法人からは、プライバシーポリシーや内部規程等の整備、安全管理体制、教員・研究者向け周知方法、漏えい等報告への対応などについて、個人情報保護委員会に相談が寄せられている。
- ・ このため、個人情報保護委員会としては上記ガイドラインの公表に加えて、関係機関や法人に対して改正法の施行に向けた準備作業について、情報提供等の必要な支援を行っていく。

令和3年改正個人情報保護法 政令・規則・民間部門ガイドライン案について

1. 令和3年改正に伴い整備を要する関係政令、規則、ガイドライン等

- 個人情報保護法施行令の改正等（令和4年春施行分）
- 個人情報保護法施行規則の改正等（令和4年春施行分）
- 民間部門ガイドラインの改正
 - 通則編
 - 外国にある第三者への提供編
 - 第三者提供時の確認・記録義務編
 - 仮名加工情報・匿名加工情報編
 - 認定個人情報保護団体編

（今回意見公募手続を実施するもの）

※ 上記については、令和4年4月1日の施行を予定。

- 個人情報保護法施行令の改正等（令和5年春施行分）
- 個人情報保護法施行規則の改正等（令和5年春施行分）
- 個人情報の保護に関する基本方針
- 公的部門ガイドライン等の策定

（今後整備する予定のもの）

2. 令和3年改正個人情報保護法 政令・規則案の概要

○ 基本的な考え方（第176回委員会で示した考え方を踏まえた整理）

- 令和3年改正個人情報保護法（以下「令和3年改正法」）で行政機関個人情報保護法等の現行の規律を踏襲した部分については、行政機関等に関する既存の政令・規則と同様の規律を政令・規則案において整備する。【大半の改正事項はこれに該当】
- 令和3年改正法で、行政機関個人情報保護法の相当する規定に比較して規律の充実や適用関係の整理を図った部分や、令和2年改正を踏まえるなどして行政機関等に関する新たな規律を設けた部分については、令和3年改正法の趣旨や、令和2年改正後の民間事業者に関する政令・規則との整合性及び公的部門の実情を踏まえて、以下のとおり、必要な規律を政令・規則案において整備する。

事項	令和3年改正法の内容	政令・規則案の規律内容
行政機関等と同様の安全管理措置を講ずべき業務 【政令事項】	法別表第2に掲げる法人等（規律移行法人）については、原則として民間部門の規律を適用するが、規律移行法人が法令に基づき行う業務であって政令で定めるものについては、行政機関等における安全管理措置の規定を準用する	規律移行法人が法令に基づき行う業務のうち、公権力の行使に当たる行為を含む業務について、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずべき業務として規定する（改正後個人情報保護法施行令第18条）。 ※ これらの業務については、従業者の義務（法第67条）及び罰則（法第171条及び第175条）についても、行政機関等の職員等と同様の規律の適用を受ける。
任意代理人による開示等請求 【政令事項】	行政機関等に対する開示等請求について、行政機関個人情報保護法で認められている法定代理人に加えて、任意代理人による請求が認められる	任意代理人が開示等請求を行う場合に提示し又は提出しなければならない書類について規定する（改正後個人情報保護法施行令第21条第3項）。
漏えい等報告・本人通知の対象となる事態 【規則事項】	民間部門の規律を踏まえ、行政機関等において保有個人情報の漏えい等が生じた場合に、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務付ける	漏えい等報告・本人通知の対象となる個人の権利利益を害するおそれ大きい事態として、保有個人情報に係る本人の数が100人（注）を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態等を規定する。（改正後個人情報保護法施行規則第43条第4号） 注 民間部門では1,000人。 ※ 上記以外の対象（要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等の発生等）や手続的事項については、民間部門同様の規律とする。
越境移転 【規則事項】	保有個人情報を利用目的以外の目的で越境移転する際に、移転先が体制整備に係る一定の基準を満たす場合等を除き、本人同意の取得を義務付けるとともに、同意取得時における本人への情報提供並びに移転先による個人データの適正な取扱いの継続的な確保のための必要な措置及び本人の求めに応じた当該措置に係る情報提供を義務付ける	①外国第三者への提供に係る本人同意取得時の情報提供の方法・事項、②本人同意取得の例外に当たる場合として移転先が満たすべき体制整備に係る基準（相当措置を継続的に講ずるために必要な基準）及び③②の場合において行政機関等が講ずべき、当該移転先による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置及び本人への情報提供に係る事項について、民間部門同様に規律する。 ※ 我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国の範囲については、公的部門においては特段の定めを置かないこととする。

※ 以上のほか、令和3年法改正に伴う「条ずれ」対応等の技術的な修正や、関係政令・規則について所要の改廃（ハネ改正等）を実施

3. 令和3年改正個人情報保護法 民間部門ガイドライン案の概要

○ 基本的な考え方（第176回委員会で示した考え方を踏まえた整理）

- 令和3年改正法で、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報等を取り扱う場合の規律について、一律の法の適用除外ではなく、個別の規定ごとに例外規定を設けることとしたこと、国立の病院、大学等の法別表第2に掲げる法人等については、原則として民間の病院、大学等と同様の規律を適用することとしたことを踏まえた改正を行う。
- これに加えて、通則編については、令和3年改正法における「学術研究機関等」に関する定義規定の追加や条文構造の変化に即して、全体の構成を修正する（記載内容については従前のものを踏襲）。

事項	令和3年改正法の内容	民間部門ガイドライン案の改正内容
利用目的変更の制限の例外	学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置く	- あらかじめ本人の同意を得ることなく、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合 - 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合
要配慮個人情報取得の制限の例外		- あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得することができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合 - 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要がある、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合
第三者提供の制限の例外		- あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供することができる場合について、学術研究に関する記載を追加 - 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など
学術研究機関等の責務		- 学術研究機関等の責務について、解釈を具体的に記載 - 学術研究機関等に係る法律の特例・適用関係 - 学術研究機関等による自主規範の策定・公表（努力義務）
規律移行法人	国立の病院、大学等の法別表第2に掲げる法人等（規律移行法人）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用する	原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用される法人について、その対象となる法人や法の適用関係を記載

※ 以上のほか、各ガイドラインにおいて、令和3年法改正に伴う「条ずれ」対応等の所要の改正を実施